

議案第七号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十一年二月二十二日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四拾一年貳月露貳日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

区分	給料月額額
町長	一〇〇〇〇〇円以内
助役	八〇〇〇〇円以内
収入役	七〇〇〇〇円以内
固定資産 評価員	六五〇〇〇円以内

附 則

（施行期日等）
この条例は公布の日から施行し、昭和四十一年一月一日より適用する。